

内閣参質二〇八第七〇号

令和四年六月二十四日

内閣総理大臣 岸田 文雄

参議院議長 山東 昭子 殿

参議院議員鈴木宗男君提出北方四島周辺海域での安全操業に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員鈴木宗男君提出北方四島周辺海域での安全操業に関する質問に対する答弁書

一、三から五まで、七及び八について

御指摘のロシア連邦外務省の発表は、御指摘の「サハリン州に対する無償の技術支援の提供」が「日本国政府とロシア連邦政府との間の海洋生物資源についての操業の分野における協力の若干の事項に関する協定」（平成十年二月二十一日署名。以下「協定」という。）の実施の前提条件であるかのように両者を結び付け、一方的に「協定の履行を停止する」と主張するものであり、同省がこのような形で一方的に「協定の履行を停止する」ことを発表したことは遺憾である。

御指摘の「サハリン州に対する無償の技術支援の提供」の今後の扱いについては、様々な状況を考慮して検討しているところであるが、政府としては、引き続き、協定の下での操業が行われるように、ロシア側と協議を行っていく考えである。その上で、政府としては、記者会見等において、このような考えについて説明しているところであり、引き続き、適切に対応してまいりたい。

二について

ロシア連邦外務省関係者の認識について、政府としてお答えする立場にない。

六について

令和三年度一般会計予算に計上された御指摘の「サハリン州経済改革促進等特別援助費」は執行していないが、その理由を明らかにすることは、相手国との今後の外交上のやり取りに支障を来すおそれがあることから、差し控えたい。